

(公 印 省 略)

令和2年4月17日

小中学校保護者 様

館林市教育委員会
教育長 小野 定
(学校教育課)

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置」を受けての
小中学校の対応について

標記の件について、県知事から本市に対して特措法に基づく、学校施設の使用停止要請がありました。よって下記のとおり実施しますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 臨時休業期間中の登校日
登校日は中止とします。
- 2 家庭学習に対する支援
後日、各学校から連絡をいたします。
- 3 教職員の勤務
学校の実情に応じ、必要な業務を行う教職員の勤務のみとし、他の教職員は新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、在宅勤務となります。
※「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中における教職員の在宅勤務について(依頼)」(令和2年4月16日付群馬県教育委員会学校人事課)に基づく対応になります。
- 4 その他
 - 児童生徒への校庭の開放は中止とします。
 - 小学1年生から4年生及び小中学校特別支援学級児童生徒の預かりについては中止とします。
 - ご不明な点は下記あてご連絡ください。

問合せ先：館林市立第一小学校 (72-4438) 館林市教育委員会 学校教育課 電 話：72-4111 (内線228)
--